

令和 7 年度第 5 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 8 月 12 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和7年度第5回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和7年8月12日（木）午後1時30分

3. 閉会日時 令和7年8月12日（木）午後2時10分

4. 出席農業委員（12名）

1番	乙 部 繁 作	2番	竹 内 勝 子
3番	沼 尾 京 子	4番	浅 井 弘 志
5番	姥 沢 清 子	6番	小野寺 正 八
8番	中 野 一 男	9番	姥 名 修 二
11番	久保田 正 一	12番	甲 地 俊 隆
14番	藤 井 久	15番	沼 尾 幸 一

5. 欠席農業委員（3名）

7番	鶴ヶ崎 勝 也	10番	姥 名 勲
13番	甲 地 武 彦		

6. 出席農地利用最適化推進委員（4名）

旭 町	姥 名 香 織	漆 玉	岡 山 伴 樹
表 町	山 田 昭 二	小川原	市 川 裕 美

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

土 橋 土 井 文 隆

8. 会議に付した案件

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 報告第13号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 報告第14号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 議案第18号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第19号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第20号 | 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成要請について |
| 議案第21号 | 東北町「地域計画」の変更に係る意見について |

9. 議事録署名委員

11番 久保田 正一 12番 甲地俊隆

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲地徳彦 事務局次長 沢居由香子

11. 書記

事務局次長 沢居由香子

- 次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、7月31日に招集通知しました第5回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので総会は成立了。
尚、農地利用最適化推進委員、3名の出席がございます。
本日、7番鶴ヶ崎勝也委員、10番蛭名勲委員、13番甲地武彦委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、
ご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 会 長 (会長挨拶省略)
- 次 長 ありがとうございました。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、
会議の議長となり、議事を整理することになりますので、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告2件、議案4件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、11番久保田正一委員、12番甲地俊隆委員を指名いたします。
尚、書記には、沢居次長を任命いたします。
日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3 報告第 13 号 農地の転用事実に関する照会について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1 ページをお開きください。

報告第 13 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があつたので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は 8 月 1 日（金）に、小野寺正八農業委員と、蛇名香織推進委員、事務局職員 2 名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2 ページをお開きください。

(受付番号 15 ~ 17 番について、朗読説明省略)
以上、3 件です。

議長 只今、事務局より報告第 13 号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声

質疑なしと認め、報告第 13 号は原案のとおり報告済みといたします。

日程第 4 報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3 ページをお開きください。

報告第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出書を受理について、別紙のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4 ページをお開きください。

(受付番号 26 番 ~ 29 番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転 4 件です。

議長 只今、事務局より報告第 14 号の朗読及び説明がありましたが、
ご質疑等ありませんか。

(質疑あり) の声あり

- 姥沢清子 あの6ページの13番の件なんですが、譲渡人の申請事由が労
委員 働力不足とは、どういうことですか。
- 事務局長 届出書の記載のとおりですが、所有者が県外の方で今後、農地の
管理が困難なため所有権移転になったと思います。
- 議長 他に質疑等ございませんか。
(質疑なし) 声あり
質疑なしと認め、報告第14号は、原案のとおり報告済みといたします。
日程第5 議案18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題といたします。
事務局より議案朗読及び説明願います。
- 事務局長 5ページをお開きください。
議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。
6ページをお開き下さい。
(受付番号13番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転1件です。
- 議長 只今、事務局より議案18号の朗読及び説明がありました
質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案18号は、原案のとおり許可することに決定しました。
日程第6 議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。
- 事務局長 7ページをお開きください。
議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。
8ページをお開き下さい。
(受付番号6～7番について、朗読説明省略)

- 事務局長 以上、所有権移転2件です。
- 議 長 只今、事務局より議案第19号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、小野寺委員より現地調査の報告をお願いします。
- 小 野 寺 議案第19号の現地確認調査の報告をいたします。
委 員 8ページから13ページの農地法第5条1項の転用について
8月1日に蛭名推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請人の代理人が立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から北東へ約500メートルの距離にあり、JR上北町駅前の通りの蛭末酒店の後方に、位置し申請地の周囲は宅地化しております。
転用の目的は、普通住宅の建築で現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。
続いて、申請人の代理人が立ち合いのもと現地調査を実施しました。
申請地は、新山地区農村公園から東南東へ約200メートルの距離にあり、周囲は宅地化しております。
転用の目的は、普通住宅の建築で現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。
以上、報告といたします。
- 議 長 ご苦労様でした。
只今、小野寺委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第19号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 日程第7 議案第20号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成要請について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。
- 事務局長 14ページをお開きください。
議案第20号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成に対する意見書作成の要請について、農地中間管理事業として、実施することが適当と認められるので、農地中

事務局長 間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものです。

15ページをお開きください。

(受付番号19番について、朗読説明省略)

16ページをお開きください。

(受付番号1番について、朗読説明省略)

以上、使用貸借2件あります。

議長 只今、事務局より議案第20号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第20号は、原案のとおり承認すること決定しました。

日程第8 議案第21号 東北町地域計画の変更に係る意見について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 17ページをお開きください。

日程第8 議案第21号 東北町地域計画の変更について、東北町から別紙のとおり提出された、「地域計画」の変更内容について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会の意見を求めるものです。

18ページをお開きください。

(受付番号1番～4番について、朗読説明省略)

以上、4件です。

議長 只今、事務局より議案第21号の朗読及び説明がありました。質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定しました。

最後に、8月総会時の蛇名 勲委員の質疑について事務局より説明願います

事務局長 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についての質疑でした。相続による所有権移転した農地の現況が不耕作地となっていましたが、各家庭の事情により後継者不在などが原因

と考えられます。

また、農業委員会では、総会後の届出書の受理通知の際、農地が不耕作地にならないよう農地マッチング支援事業に関するパンフレットを同封しております。

只今の説明にご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第5回東北町農業委員会総会を閉会いたします。